

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

改 正 案	現 行
（投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項） 第九条 法第五条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に定める事項とする。 一 投資信託財産に属する不動産（以下この号において「投資不動産」という。）に関する次に掲げる事項 イ 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資不動産について、各物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。ロ及びヘにおいて同じ。） ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称 ハ 担保の内容 ニ 不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。） ホ 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称 ヘ 各物件の投資比率（当該物件の価格が全ての物件の価格の合	（投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項） 第九条 法第五条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、投資信託財産に属する不動産（以下この条において「投資不動産」という。）に関する次に掲げる事項とする。 一 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資不動産について、各物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。以下この条において同じ。） 二 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称 三 担保の内容 四 不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。次号において同じ。） 五 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称 六 各物件の投資比率（当該物件の価格がすべての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）

計額に占める割合をいう。〕

ト 投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この号において「テナント」という。）がある場合には、次に掲げる事項（やむを得ない事情により記載できないものにあつては、その旨）

(1) テナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率（賃貸面積の合計が賃貸可能面積に占める割合をいう。以下同じ。）

(2) 主要な物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物又は施設であつて、その賃料収入の合計が全ての投資不動産に係る賃料収入の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、当該主要な物件ごとのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

(3) 主要なテナント（当該テナントの賃貸面積の合計が全ての投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

二 投資再生可能エネルギー発電設備（投資信託財産に属する再生可能エネルギー発電設備（令第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）をいう。以下この号に

七 投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この号

において「テナント」という。）がある場合には、次に掲げる事項（やむを得ない事情により記載できないものにあつては、その旨）

イ テナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率（賃貸面積の合計が賃貸可能面積に占める割合をいう。以下同じ。）

ロ 主要な物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物又は施設であつて、その賃料収入の合計がすべての投資不動産に係る賃料収入の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、当該主要な物件ごとのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

ハ 主要なテナント（当該テナントの賃貸面積の合計がすべての投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）の別、地域別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資再生可能エネルギー発電設備について、各再生可能エネルギー発電設備の名称、所在地、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。ロ及びト並びに次号イ及びロにおいて同じ。）

ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

ハ 担保の内容

ニ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。ホ並びに第百三十五条第三号ニ及びホにおいて同じ。）

(1) 投資再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備をいう。）に該当する場合 再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同法第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下ニ及び第二十二條第三項第八号において同じ。）の内容（特定供給者（同法第三条第二項に規定する特定供給者をいう。以下この号及び第百三十五条第三号へにお

いて同じ。)の名称、当該特定供給者と特定契約を締結した電気事業者(同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下二において同じ。)の名称、調達価格(同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。)、調達期間(同項に規定する調達期間をいう。)、その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。)、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2)

(1)に掲げる場合以外の場合 再生可能エネルギー発電設備に係る電力需給契約(特定契約に該当するものを除く。以下(2)及び第二十二條第三項第八号において同じ。)の内容(再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下(2)において同じ。)を発電しようとする者(特定供給者に該当する者を除く。以下この号及び第三百三十五條第三号において「供給者」という。)の名称、当該供給者と電力需給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力需給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間、その他当該電力需給契約に関する重要な事項をいう。)、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ホ 再生可能エネルギー発電設備の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称

ヘ 特定供給者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項。第百三十五条第三号へにおいて同じ。）

ト 各再生可能エネルギー発電設備の投資比率（当該再生可能エネルギー発電設備の価格が全ての再生可能エネルギー発電設備の価格の合計額に占める割合をいう。）

チ 投資再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、年間賃料、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

三 投資公共施設等運営権（投資信託財産に属する公共施設等運営権（令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）の種類の別及び地域別に区分した投資公共施設等運営権に係る公共施設等について、各公共施設等の名称、立地、運営等（運営及び維持管理並

びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）の内容及び公共施設等の管理者等（同条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。第百三十五条第四号イ及び第二百四十六条第十項において同じ。）の名称並びに投資公共施設等運営権の存続期間及び価格

ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

ハ 担保の内容

ニ 公共施設等運営権の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項をいう。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他投資公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホ並びに第百三十五条第四号ニ及びホにおいて同じ。）

ホ 公共施設等運営権の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称
ヘ 公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項）

（情報通信の技術を利用する方法）

第十一条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（法第五十四条

（情報通信の技術を利用する方法）

第十一条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（法第五十四条

第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 提供者等（提供者（令第十条第一項に規定する提供者をいう。以下イ及び次条第一号において同じ。）又は提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを法第五条第二項に規定する事項を提供する相手方（以下この条において「提供先」という。）若しくは提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と提供先等（提供先及び提供先との契約により顧客ファイル（専ら当該提供先の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第五条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 提供者等（提供者（令第十条第一項に規定する提供者をいう。以下イ及び次条第一号において同じ。）又は提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを法第五条第二項に規定する事項を提供する相手方（以下この条において「提供先」という。）又は提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と提供先等（提供先及び提供先との契約により顧客ファイル（専ら当該提供先の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第五条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ、二 (略) 二 (略) 2・3 (略)	(指定資産等) 第二十二条 (略) 2 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
一、七 (略) 八 再生可能エネルギー発電設備の取得及び譲渡 九 公共施設等運営権の取得及び譲渡	3 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一 (略) 二 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定数値(金融商品取引法第二十一条第二号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第一項第二号ハにおいて同じ。)、金融商品(同法第二十四条に規定する金融商品をいう。)、又は金融指標(同法第二十五条に規定する金融指標をいう。)(の種類、プット(権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。第七号において同じ。))又はコール(権利の行使	ロ、二 (略) 二 (略) 2・3 (略) (指定資産等) 第二十二条 (略) 2 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一、七 (略) (新設) (新設) 3 法第十一条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 (略) 二 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定数値(金融商品取引法第二十一条第二号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第一項第二号ハにおいて同じ。)、金融商品(同法第二十四条に規定する金融商品をいう。)、又は金融指標(同法第二十五条に規定する金融指標をいう。)(の種類、プット(権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。第七号において同じ。))又はコール(権利の行使

により買主としての地位を取得するものをいう。同号において同じ。）の別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関すること。

三・四 (略)

五 匿名組合出資持分 匿名組合契約に係る営業財産に関する前各号、第八号及び第九号に掲げる事項並びに当該匿名組合契約の内容及び営業者に関すること。

六・七 (略)

八 再生可能エネルギー発電設備 取引の相手方の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備の内容に関すること並びに当該再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約又は電力需給契約の内容に関すること。

九 公共施設等運営権 取引の相手方の名称、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の所在及び地番その他当該公共施設等の内容に関すること並びに当該公共施設等の運営等に係る委託契約の内容に関すること。

(投資信託財産に関する帳簿書類)

第二十六条 法第十五条第一項の規定により投資信託委託会社を作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

により買主としての地位を取得するものをいう。第七号において同じ。）の別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関すること。

三・四 (略)

五 匿名組合出資持分 匿名組合契約に係る営業財産に関する前各号に掲げる事項並びに当該匿名組合契約の内容及び営業者に関すること。

六・七 (略)

(新設)

(新設)

(投資信託財産に関する帳簿書類)

第二十六条 法第十五条第一項の規定により投資信託委託会社を作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五| 再生可能エネルギー発電設備の収益状況明細表

六| 公共施設等運営権の収益状況明細表

七|十二 (略)

2・3 (略)

(規約の記載事項の細目)

第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ〜ニ (略)

ホ 資産を主として有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。

以下ホにおいて同じ。）に対する投資として運用すること（有価証券についての同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。）を目的とする場合は、その旨

ヘ 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権又はこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨

ト (略)

二〇七 (略)

(新設)

(新設)

五|十| (略)

2・3 (略)

(規約の記載事項の細目)

第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ〜ニ (略)

ホ 資産を主として有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。

ホにおいて同じ。）に対する投資として運用すること（有価証券についての同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。）を目的とする場合は、その旨

ヘ 資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいう。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨

ト (略)

二〇七 (略)

(申込みをしようとする者に対する通知事項の細目)

第百十三条 法第七十一条第三項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 設立時執行役員の候補者 氏名及び住所並びに当該候補者が次に掲げる者の一又は二以上に該当する場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イハ (略)

ニ 設立企画人の親会社(法人の総株主等の議決権の過半数を保有している株式会社をいう。以下二において同じ。)の役員等
当該設立企画人及び当該設立企画人の親会社の名称並びに当該親会社における最終役職名及びその在職期間

ホ (略)

二 (略)

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 投資法人の資産に属する不動産(以下この号において「投資不動産」という。)に関する次に掲げる事項

イハ (略)

(申込みをしようとする者に対する通知事項の細目)

第百十三条 法第七十一条第三項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 設立時執行役員の候補者 氏名及び住所並びに当該候補者が次に掲げる者の一又は二以上に該当する場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イハ (略)

ニ 設立企画人の親会社(法人の総株主等の議決権の過半数を保有している株式会社をいう。以下同じ。)の役員等
当該設立企画人及び当該設立企画人の親会社の名称並びに当該親会社における最終役職名及びその在職期間

ホ (略)

二 (略)

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 投資法人の資産に属する不動産(以下この号において「投資不動産」という。)に関する次に掲げる事項

イハ (略)

へ 各物件の投資比率（当該物件の価格が全ての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）

ト 投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下トにおいて「テナント」という。）がある場合には、次に掲げる事項（やむを得ない事情により記載できないものにあつては、その旨）

(1) (略)

(2) 主要な物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物又は施設であつて、その賃料収入の合計が全ての投資不動産に係る賃料収入の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、当該主要な物件ごとのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

(3) 主要なテナント（当該テナントの賃貸面積の合計が全ての投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

三| 投資法人の資産に属する再生可能エネルギー発電設備（以下この号において「投資再生可能エネルギー発電設備」という。）に関する次に掲げる事項

イ| 設備の区分等の別、地域別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資再生可能エネルギー発電設備について、各再

へ 各物件の投資比率（当該物件の価格がすべての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）

ト 投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（トにおいて「テナント」という。）がある場合には、次に掲げる事項（やむを得ない事情により記載できないものにあつては、その旨）

(1) (略)

(2) 主要な物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物又は施設であつて、その賃料収入の合計がすべての投資不動産に係る賃料収入の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、当該主要な物件ごとのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

(3) 主要なテナント（当該テナントの賃貸面積の合計がすべての投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上であるものをいう。）がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

（新設）

	生可能エネルギー発電設備の名称、所在地、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（規約に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。ロ及びト並びに次号イ及びロにおいて同じ。）
ロ	価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称
ハ	担保の内容
ニ	再生可能エネルギー発電設備の状況
ホ	再生可能エネルギー発電設備の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称
ヘ	特定供給者又は供給者に関する事項
ト	各再生可能エネルギー発電設備の投資比率（当該再生可能エネルギー発電設備の価格が全ての再生可能エネルギー発電設備の価格の合計額に占める割合をいう。）
チ	投資再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、年間賃料、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項
四	投資法人の資産に属する公共施設等運営権（以下この号において「投資公共施設等運営権」という。）に関する次に掲げる事項
イ	公共施設等の種類の別及び地域別に区分した投資公共施設等運営権に係る公共施設等について各公共施設等の名称、立地、運営等の内容及び公共施設等の管理者等の名称並びに投資公共施設等運営権の存続期間及び価格

（新設）

ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

ハ 担保の内容

ニ 公共施設等運営権の状況

ホ 公共施設等運営権の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称

ヘ 公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項）

（投資主総会参考書類の記載の特則）

第百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を发出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第百十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定

（投資主総会参考書類の記載の特則）

第百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を发出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（第百十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定

めがある場合に限る。

一 (略)

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十三号まで、第七十四条第一号から第四号まで（会計監査人に係るものを除く。）及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三・四 (略)

2 (略)

（投資主の保護に欠けるおそれのない場合）

第二百二十二条 令第一百七十条第十号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

（書面の交付）

第二百四十六条 (略)

2 6 (略)

7 令第二百二十五条第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項とする。

8 令第二百二十五条第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は

めがある場合に限る。

一 (略)

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十一号まで、第七十四条第一号から第四号まで（会計監査人に係るものを除く。）及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三・四 (略)

2 (略)

（投資主の保護に欠けるおそれのない場合）

第二百二十二条 令第一百七十条第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

（書面の交付）

第二百四十六条 (略)

2 6 (略)

（新設）

（新設）

、賃料、賃貸借の相手方の名称、賃貸借を行った年月日及び期間、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項とする。

9| 令第二百二十五条第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、報酬、管理の委託又は受託を行った相手方の名称、管理の委託又は受託を行った年月日及び期間、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項とする。

10| 令第二百二十五条第三項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該公共施設等運営権に係る公共施設等の所在、地番、運営等の内容、公共施設等の管理者等その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項とする。

（資産保管会社とすることが適当な法人）

第二百五十二条 法第二百八条第二項第三号に規定する内閣府令で定める法人は、当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管に係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成を有する法人（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等を除く。）とする。

一・二 （略）

（新設）

（新設）

（資産保管会社とすることが適当な法人）

第二百五十二条 法第二百八条第二項第三号に規定する内閣府令で定める法人は、当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管に係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成を有する法人（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等を除く。）とする。

一・二 （略）

三 再生可能エネルギー発電設備 四 公共施設等運営権 五 匿名組合出資持分のうち、前各号に掲げる資産に対する投資運用を目的とするもの	(新設) (新設) 三 匿名組合出資持分のうち、前二号に掲げる資産に対する投資運用を目的とするもの
2 (略) (投資法人の資産の分別保管方法) 第二百五十三条 (略)	2 (略) (投資法人の資産の分別保管方法) 第二百五十三条 (略)
2 (略) 3 前二項に規定する投資法人の資産等とは、次の各号に掲げる資産に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 不動産、不動産の賃借権、地上権、再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権 当該資産に係る権利を行使する際ににおいて必要とする当該資産に係る権利を証する書類その他の書類 二 (略)	2 (略) 3 前二項に規定する投資法人の資産等とは、次の各号に掲げる資産に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 不動産、不動産の賃借権又は地上権 当該資産に係る権利を行使する際ににおいて必要とする当該資産に係る権利を証する書類その他の書類 二 (略)
(資産保管会社の帳簿書類) 第二百五十五条 法第二十一条第二項の規定により資産保管会社が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。 一・二 (略) 三 再生可能エネルギー発電設備保管明細簿 四 公共施設等運営権保管明細簿 五 (略)	(資産保管会社の帳簿書類) 第二百五十五条 法第二十一条第二項の規定により資産保管会社が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。 一・二 (略) (新設) (新設) 三 (略)

2
(略)

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号	銘柄
	銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が再生可能エネルギー発電設備（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下この号において「投信法施行令」という。）第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下この

2
(略)

(運用明細書)

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三号	銘柄
	銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利、不動産等又は商品投資等取引に係る権利以外の資産である場合にあつては当該資産の種類及び内容）

号において同じ。）である場合
合にあつては当該再生可能エ
ネルギー発電設備の用に供す
る土地の所在及び地番、設備
の区分等（電気事業者による
再生可能エネルギー電気の調
達に関する特別措置法施行規
則（平成二十四年経済産業省
令第四十六号）第二条に規定
する設備の区分等をいう。）
その他当該再生可能エネルギ
ー発電設備を特定するために
必要な事項、取引の対象が公
共施設等運営権（投信法施行
令第三条第十二号に規定する
公共施設等運営権をいう。以
下この号において同じ。）で
ある場合にあつては当該公共
施設等運営権に係る公共施設
等（民間資金等の活用による
公共施設等の整備等の促進に
関する法律（平成十一年法律
第百十七号）第二条第一項に

(略)	
(略)	
(略)	規定する公共施設等をいう。 以下この号において同じ。） の所在、地番、運営等（運営 及び維持管理並びにこれらに 関する企画をいい、国民に対 するサービスの提供を含む。 ）の内容、公共施設等の管理 者等（同条第三項に規定する 公共施設等の管理者等をいう 。）その他当該公共施設等運 営権を特定するために必要な 事項、取引の対象が有価証券 、デリバティブ取引に係る権 利、不動産等、商品投資等取 引（投信法施行令第三条第十 号に規定する商品投資等取引 をいう。）に係る権利、再生 可能エネルギー発電設備又は 公共施設等運営権以外の資産 である場合にあつては当該資 産の種類及び内容）

(略)	
(略)	
(略)	

別表第一（第二十六条第二項関係）

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
不動産の収益状況明細表	(略)	(略)	(略)
再生可能エネルギー発電設備の収益状況明細表	賃貸事業収入、賃貸事業費用（公租公課、諸経費、減価却費）、賃貸事業損益	再生可能エネルギー発電設備ごとに過去五期分について作成すること。 公租公課には、固定資産税等を記載すること。 諸経費には、水道光熱費、外注	

別表第一（第二十六条第二項関係）

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
不動産の収益状況明細表	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	

(略)	
(略)	
(略)	規定する費用が含まれる場合には、金額及びその内訳を欄外に記載すること。
(略)	

別表第三(第二百五十五条第二項関係)

帳簿書類の種類	(略)	不動産保管明細簿	再生可能エネルギー発電設備保管明細簿
記載事項	(略)	(略)	受入年月日、受入元、受入原因、出庫年月日、出庫先
記載要領等	(略)	(略)	受入元及び出庫先は、取引の相手方を記載すること。
備考	(略)	(略)	複数の投資法人の資産保管会社となっている場合には、投資法

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

別表第三(第二百五十五条第二項関係)

帳簿書類の種類	(略)	不動産保管明細簿	(新設)
記載事項	(略)	(略)	(新設)
記載要領等	(略)	(略)	(新設)
備考	(略)	(略)	(新設)

略
略
略
略

略
略
略
略